

➤ 所定疾患施設療養費

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症など所定の疾病を発症した場合における施設内での医療提供の対応について、以下のような算定要件を満たした場合に評価されることとなりました。

当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとあり、厚生労働省大臣が定める基準に基づき、当施設における所定疾患施設療養費の算定状況を報告いたします。

➤ 算定要件

- ① 所定疾患施設療養費（Ⅰ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 7 日を限度とし、月 1 回に限り算定するものであり、1 月に連続しない 1 日を 7 回算定することは認められないものであること。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
  - イ) 肺炎
  - ロ) 尿路感染症
  - ハ) 带状疱疹
  - ニ) 蜂窩織炎
- ④ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ⑤ 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
- ⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和3年度 所定疾患施設療養費（I）の算定状況

年		令和3年										令和4年			合計
月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
肺炎	人数														
	日数														
尿路感染症	人数	1	1	2				2		3	2	6	2	19	
	日数	6	7	14				10		19	13	36	13	118	
带状疱疹	人数							1					1	2	
	日数							1					1	2	
蜂窩織炎	人数				1	1	1	1						4	
	日数				7	7	7	7						28	
合計	人数計	1	1	2	1	1	1	4		3	2	6	3	25	
	日数計	6	7	14	7	7	7	18		19	13	36	14	148	

令和2年度 所定疾患施設療養費の算定状況

年		令和2年										令和3年			合計
月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
肺炎	人数	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	
	日数	7	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	0	15	
尿路感染症	人数	0	0	1	1	3	0	1	0	0	3	2	2	13	
	日数	0	0	4	4	13	0	1	0	0	19	9	7	57	
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	人数計	1	0	2	1	3	0	1	0	0	4	2	2	16	
	日数計	7	0	7	4	13	0	1	0	0	24	9	7	72	

平成31（令和元）年度 所定疾患施設療養費の算定状況

年		平成31（令和元）年										令和2年			合計
月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
肺炎	人数	1	1	0	0	0	2	1	1	0	0	3	3	12	
	日数	1	3	0	0	0	12	5	4	0	0	13	11	49	
尿路感染症	人数	2	1	0	1	1	1	0	1	0	0	0	2	9	
	日数	7	5	0	7	5	5	0	5	0	0	0	9	43	
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	人数計	3	2	0	1	1	3	1	2	0	0	3	5	21	
	日数計	8	8	0	7	5	17	5	9	0	0	13	20	92	